

申請書記入上の注意点

〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人東京都中小企業振興公社理事長 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

登記上の
本店所在地 東京都〇〇区〇〇〇町〇-〇-〇
名称 株式会社 知財工業所
役職名 代表取締役
代表者名 知財 太郎

実印
(印鑑登録済のもの)

令和6年度 海外商標対策支援助成事業助成金 交付申請書

下記のとおり助成事業を実施したいので、別紙の書類を添えて、助成金の交付を申請します。

記

文字以外の場合は、画像を貼り付けてください。
これは冒認商標対策のケースの事例です。

- 申請テーマ **商標「CHIZAI CORPORATION」に関する冒認商標対策**
- 助成金交付申請額 **1,275,000 円**（千円未満切捨）
- 申請状況（※必要に応じて行を追加して記載してください。）

○申請日時時点で本助成金以外に申請中又は申請予定の知的財産関連助成事業（国・都・公社等）

申請先	助成事業名	テーマ	助成金申請額	本申請との経費重複 (該当に○印)
				() 有 () 無
				() 有 () 無

○直近5年間において知的財産関連の助成金の交付を受けた実績（国・都・公社等）

年度	申請先	助成事業名	テーマ	助成金額

4 申請者の概要

フリガナ 名 称	チザイコウギョウシヨ 株式会社 知財工業所	フリガナ 代表者名	チザイ タロウ 知財 太郎
東京都内の 登記上所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇町〇-〇-〇	TEL	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		FAX	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇町〇-〇-〇	TEL	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		FAX	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ 連絡担当者	チザイ シロウ 知財 次郎	部署	技術部
		役職	部長
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇		
資本金 又は出資金	30,000 千円	従業員数 (注1)	80 名
設立年月日 (注2)	(和暦) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
中小企業 基本法上の 業種分類 (注3)	該当に〇印(1つのみ) (<input checked="" type="radio"/>) 製造業その他 () 卸売業 () サービス業 () 小売業 () 中小企業団体 () 一般社団法人 () 一般財団法人		
産業分類上の 業種分類 (注4)	【主たる業種を日本標準産業分類の大・中・小分類を分類コードと共に記載】 大分類： E 製造業 中分類： 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 小分類： 2814 集積回路製造業		
事業概要 (簡潔に記載)	〇〇〇の製造・販売		

(注1) 従業員数は、労働基準法上の労働契約に基づく労働者のうち、同法第20条の解雇の予告を必要とする者の数を記入してください。

(注2) 個人事業者の場合は開業届の年月日

(注3) 次のウェブページを参照してください。中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/>
>相談・情報提供>中小企業施策 FAQ>1. 中小企業の定義について>Q4>(2)>
https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf

(注4) 次のウェブページを参照してください。総務省 <https://www.soumu.go.jp/index.html>
>政策>国民生活と安心・安全>統計基準・統計分類>分類に関する統計基準等>
日本標準産業分類

5 役員・株主名簿（※必要に応じて行を追加して記載してください。）

申請日現在

役員・株主 (該当に○印)	氏名 (注1)	役職等 (注2)	持ち株数 (注3)	持ち株 比率(%)	大企業に該当 (注4)
(○) 役員 (○) 株主	知財太郎	代表取締役	500	36.4	
(○) 役員 (○) 株主	知財一郎	取締役管理 部長	475	34.5	
(○) 役員 (○) 株主	東京花子	監査役	100	7.3	
() 役員 (○) 株主	(株)中央商事	取引先 (仕入先)	130	9.5	○
() 役員 (○) 株主	青葉工業(株)	取引先 (仕入先)	120	8.7	
(○) 役員 (○) 株主	秋葉公一	取締役営業 部長	50	3.6	
(○) 役員 () 株主	品川二郎	取締役研究 部長	なし	0.0	
() 役員 () 株主					
その他の株主					
合 計			1,375	100	

(注1) 役員は監査役を含めて全員記載してください。名簿が履歴事項全部証明書の役員に関する事項又は確定申告書別表二の株主明細と異なる場合は、下記にその理由を記載してください。

(注2) 役員の場合は役職、株主の場合は申請者との関係及び職業を記載してください。

(注3) 持ち株数が多い順に株主を記載し、持ち株比率70%を超えるまで個別に記載してください（ただし、株主が法人等の場合は全て記載してください）。残りの株主については、「その他の株主」として持ち株数と持ち部比率をまとめて記載することも可能です。

(注4) 名簿の中に大企業の該当がある場合は、下記にその情報を記載してください。

○履歴事項全部証明書の役員に関する事項又は確定申告書別表二の株主明細と異なる理由

確定申告後に株主の変動があった。

○名簿の中に大企業の該当がある場合の企業情報

企業名	資本金額	従業員数	業種
(株)中央商事	0,000,000円	000名	00業

6 助成事業計画書

<p>1 第三者が有する「類似商標等」(対策の対象商標)</p>	<p>CHIZAI CORPORATION</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">文字以外の場合は、画像を貼り付けてください。</p>														
<p>2 区分及び指定商品・指定役務</p>	<p>第〇〇類：〇〇〇、〇〇〇、・・・</p>														
<p>3 出願人（又は権利者）</p>	<p>CHIZAI CORPORATION</p>														
<p>4 対象国</p>	<p>中国</p>														
<p>5 「類似商標等」</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>類似商標等</td> <td>CHIZAI CORPORATION</td> </tr> <tr> <td>国名</td> <td>中国</td> </tr> <tr> <td>出願番号</td> <td>〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>出願日</td> <td>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>登録日</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※複数の類似商標がある場合や複数国（地域）の類似商標がある場合には上記の表を国ごとにコピーして記載してください。 上記に関する公報又はそれに相当する資料の写しを添付してください。</p>	類似商標等	CHIZAI CORPORATION	国名	中国	出願番号	〇〇〇〇〇	出願日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	登録番号	—	登録日	—		
類似商標等	CHIZAI CORPORATION														
国名	中国														
出願番号	〇〇〇〇〇														
出願日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日														
登録番号	—														
登録日	—														
<p>6 「類似商標等」と同一又は類似の自己商標権</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>商標</td> <td>知財工業所</td> </tr> <tr> <td>国名</td> <td>日本</td> </tr> <tr> <td>出願番号</td> <td>〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>出願日</td> <td>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>登録日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>名義人</td> <td>株式会社 知財工業所</td> </tr> </table>	商標	知財工業所	国名	日本	出願番号	〇〇〇〇〇	出願日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	登録番号	—	登録日	—	名義人	株式会社 知財工業所
商標	知財工業所														
国名	日本														
出願番号	〇〇〇〇〇														
出願日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日														
登録番号	—														
登録日	—														
名義人	株式会社 知財工業所														
<p>7 「類似商標等」と同一又は類似する自己の商標の出願及び商標登録可能性</p> <p>※本助成金を受けるにあたり、国内外において「類似商標等」と同一又は類似する商標を有していない場合は、申請の時に国内外において同一又は類似する商標を自己の名義にて出願していることが必要です。</p> <p>先行商標調査を外部委託した場合は、その調査報告書の写しを別紙で提出することで、下記への記載を省略できます。調査報告書には、調査内容、調査結果と類似商標、調査結果に基づく登録可能性に関する弁理士等専門家の見解の記載が必要です。</p> <p>当社が出願中の商標「知財工業所」については、先行商標調査の結果、称呼類似に近いものはあったが、弁理士に見解を求めたところ、非類似と判断されるため、登録可能性が高いという見解が得られた。</p> <p>(参考商標) 日本：商標名「〇〇〇△」(登録番号：123456)</p>															

8 「類似商標等」に対する対応状況

※これまでの係争の発生や対応状況を時系列で記載してください。

時期	対応状況
〇〇〇〇年 〇〇月〇日	長年付き合いしている中国の現地ディーラーから、「当社と同一の社名を使用している会社（CHIZAI CORPORATION）が同種の製品を販売している。」との情報があり、その社名が掲載された現地新聞広告、カタログが送付されてきた。なお、当社は、中国では、現地ディーラー経由で製品を販売しており、自社名では販売していない。
〇〇〇〇年 〇〇月〇日	社内で調査した結果、当社が日本の〇〇にて展示会（〇年〇月〇日開催）を行ったところ、同社の社長と思われる中国人男性が来訪し、名刺を交換した上で製品の説明を行った事実が判明した。
〇〇〇年 〇〇月〇日	その後の調査で、当社と関係がない CHIZAI CORPORATION が当該商標の出願を行っていた事実が判明した。また、並行して行った調査によると同社は、同社とは関係のない日本の会社の名称について、中国において複数商標出願している事実は分かった。
〇〇〇〇年 〇〇月〇日	今後の方針を検討した結果、中国にて自社名で販売を開始する方針があるため、同社の商標の取消又は無効とする手続を行う方針を決定した。

9 対策の目的・内容等

(1) 対策の目的・内容、対策方法

※対策方法は、異議申立、無効審判請求、不使用による取消審判請求等の種別を記載し、それに関する具体的内容を記載してください。

当社とは無関係な会社である CHIZAI CORPORATION が中国で出願している商標「CHIZAI CORPORATION」に対して異議申立を行う。

当社は、今後中国市場に自社名により製品を販売する具体的な計画があり、その場合に社名が冒認登録されていると重大な参入障壁の原因となり、さらに「知財工業所」という名称は、先代が創業して以来大切に使用してきた名前であって日本の顧客に浸透し、加えて当社の DNA を象徴する重要な名前である。

異議が求めらず同商標が登録になった場合は、無効審判の請求を行う予定である。

無効審判は認められなかった場合は、行政訴訟を提起する予定である。

(2) 上記で記載した事業計画の推進に必要な資金調達の見込み

必要金額の資金調達手段	<input type="checkbox"/> 銀行借入 <input type="checkbox"/> 役員借入 <input checked="" type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> その他 ()
必要金額の資金調達先	

※複数ある場合は上記の表を国ごとにコピーして記載してください。

10 対策の緊急性

※対策国（地域）における具体的な販売予定時期、販売予定額・台数等を明示し、早急に対策が必要であることを記載してください。

△△△△年度から、次の通り、中国において、従来のディーラー販売に加えて、自社名での販売を計画しており、緊急を要する。

〇〇〇〇年度 〇〇装置販売計画：7,500万円

出願国	売上予算	根拠	活用方法
日本	2,500万円	市場規模：250（台/年）、目標シェア:10% 販売単価：100万円 @100万円×25台	・自社販売
中国	5,000万円	市場規模：1,000（台/年）、目標シェア:5% 販売単価：100万円 @100万円×50台	・中国のディーラーを通じて販売

△△△△年度 〇〇装置販売計画：11,000万円

出願国	売上予算	根拠	活用方法
日本	2,500万円	市場規模：250（台/年）、目標シェア:10% 販売単価：100万円 @100万円×25台	・自社販売
中国	10,000万円	市場規模：1,500（台/年）、目標シェア:6% 販売単価：100万円 @100万円×100台	・中国のディーラーを通じて販売 ・自社販売（計画）

11 ビジネス上の障害状況及び対策の効果

※ビジネスの障害状況について、その具体的状況を記載し、今後その状況が継続して存在する可能性が高いか否かも記載してください。

また、対策が功を奏した場合の効果に記載してください。

当社とは無関係な会社である CHIZAI CORPORATION が中国にて商標「CHIZAI CORPORATION」を出願しているため、△△△△年度に予定している自社名による販売の障害となる。

同社が、好意的に譲渡、ライセンス交渉に応じてくれる否かは不確定な部分が多く、障害となる状況は継続すると思われる。

今回の対策により異議申立が成功した場合は、予定通り、△△△△年度から中国での自名で販売を行うことができる。

12 対策に関し入手した情報の根拠の妥当性

※「類似商標等」に関する情報、対策のために入手した情報を記載してください。

自分で出願公報等に掲載されていることを発見した等の場合はその旨を記載してください。第三者からの情報を入手した場合は、①入手先と申請者との関係（例：現地販売店、現地の代理人弁護士）を記載し、②信頼できる理由（例：長年に渡り当社の現地販売店であり信用できる相手である。）を記載してください。

また、入手した情報により対策が功を奏することが高い根拠も記載してください。

情報の提供元は、長年に渡る現地ディーラーであり、これまで取引上のトラブルは生じておらず、信頼できる相手からの情報である。入手した現地新聞広告、カタログは、偽造されたものではない可能性が高く、情報として信頼できるものと思われる。

調査によると、同会社は、同社とは関係のない複数の会社の名称を中国において複数出願している事実があり、当該出願が冒認商標出願である可能性が高いと考える。

13 取消や無効化に対応するための社内体制等
 ※取消や無効化に関する戦略の策定、体制の構築、助成事業の進捗管理から実施体制を自
 社内で構築できているか、または構築する予定があるか、予定の場合はその具体的な時
 期、内容を記載してください。
 すでに、取消や無効化に関する戦略の策定、体制の構築、助成事業の進捗管理から実施
 体制の準備を開始しており、対策開始時まで完成する予定である。また、社内に次の実
 施責任者と実施担当者を置くことを予定している。
 実施責任者：代表取締役 知財太郎 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 実施担当者：技術部 部長 知財次郎 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

14 過去の対策実績
 過去の対策実績はない。

「類似商標等」	国	時期	案件の概要	対策成果

7 海外商標対策のスケジュール

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
証拠収集				○	-----○							
異議申立						○	-----	-----	-----	-----	-----	-----
項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
異議申立	-----	-----	-----	-----	-----	○						
無効審判							○	-----	-----	-----	-----	-----
項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
無効審判	-----	-----	-----	-----	○							
行政訴訟						○	-----	-----	○			

(注) 項目の欄に計画の実施項目を記載し(例:調査、鑑定、警告、輸入差止申立等)、その実
 施期間を横の棒線で示してください。(開始と終了は○印で示す。例:○---○)

8 知的財産総合センター及び中小企業振興公社等の利用実績

1 東京都知的財産総合センターの利用状況（該当するもの全てに○印）			
	知財助成（本件に関するものは含めず）		
	知財相談（本件に関するものは含めず）		
	知財セミナー		
	知的財産戦略導入支援事業（ニッチトップ育成支援事業）		
	その他（		）
○	利用なし		
2 中小企業振興公社事業の利用状況（該当するもの全てに○印）			
	ニューマーケット開拓支援事業（	年度	テーマ
	海外販路開拓支援事業（	年度	テーマ
	公社で実施しているその他の助成事業 ※必要に応じて行を追加して記載してください。 （	年度	事業名
	申請テーマ		）
	その他（	年度	事業名
○	利用なし		
3 東京都及びその他団体での受賞歴等 ※直近のものから順に記載してください。			
年度	団体名	受賞名	対象製品・技術

9 代理人名 ※見積書を依頼した国内外代理人名を記入

代理人名	○○国際特許事務所
------	-----------

申 請 前 確 認 書

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」とする。）が実施する令和6年度海外商標対策支援事業助成金を申請するにあたり、募集要項の内容（申請要件、対象経費、事務管理等）について承諾し、申請書に虚偽記載がないこと、及び申請者が下記の要件の全てを満たしていることを確認した。

記

- 1 次の（１）～（４）のいずれかに該当する会社、個人事業者、中小企業団体、一般社団法人又は一般財団法人である。
 - （１）製造業・その他業種：資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
 - （２）卸 売 業：資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
 - （３）サ ー ビ ス 業：資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下
 - （４）小 売 業：資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下
- 2 次の（１）～（４）の要件を全て満たす会社である（個人事業者を除く）
 - （１）大企業（中小企業者以外の者。中小企業投資育成(株)、投資事業有限責任組合を除く。以下同様とする。）が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資していない
 - （２）大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資していない
 - （３）役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務していない
 - （４）その他大企業が実質的な経営に参画していない
- 3 本申請と同一テーマ・内容で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていない
- 4 本申請と同一テーマ・内容で公社が実施する他の助成事業に併願申請していない
- 5 本年度の本助成金に申請し、既に交付決定を受けていない
- 6 事業税等を滞納（分納）していない
- 7 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない
- 8 過去に公社・国・都道府県・区市町村から補助金・助成金の交付を受け、不正等の事故を起こしていない
- 9 【過去に公社から助成金の交付を受けている場合】「活用状況報告書」等が未提出ではない
- 10 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しない
- 11 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令に違反していない
- 12 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断する業態ではない
- 13 その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など、公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではない
- 14 本事業の成果を活用し、東京都内において引続き事業活動を実施する予定である

以上

〇〇年〇〇月〇〇日

所在地：東京都〇〇区〇〇〇町〇-〇-〇
申請者名：株式会社 知財工業所
代表者名：知財 太郎 実印

10 海外商標対策の経費見積り及び助成金交付申請額

(1) 経費区分別内訳

(3) 各経費区分の内訳から自動転記・自動計算

(単位：円)

経費分類	経費区分	助成事業に要する経費 (消費税込)	助成対象経費 (消費税抜)	助成金 交付申請額 (注1)
		A	B=A-消費税等	C=B×(1/2)
情報収集関連費用	① 証拠収集費用(初期情報)	220,000	200,000	1,275,000
	② 調査費用	0	0	
異議申立 不使用取消審判 無効審判 情報提供	③ 行政手続費用	730,000	700,000	
	④ 証拠収集費用	0	0	
	⑤ 示談、和解、損害賠償	0	0	
行政訴訟	⑥ 行政訴訟費用	1,665,000	1,650,000	
	⑦ 証拠収集費用	0	0	
	⑧ 示談、和解、損害賠償	0	0	
合計		2,615,000	2,550,000	1,275,000

(注1) 「助成金交付申請額」とは、「助成対象経費」の合計に助成率1/2を乗じた金額(千円未満切り捨て)で、助成金交付限度額(500万円)が上限となります。この金額を申請書表紙の「助成金交付申請額」に転記してください。

(2) 資金調達の内訳

一致を確認

申請書の表紙に転記

(単位：円)

区分	資金調達金額	調達先(名称等)	進捗状況等(該当に○印)
自己資金	615,000		
銀行借入金	2,000,000	〇〇銀行	() 調達済 () 内諾済 (○) 折衝中 () 相談前
役員借入金			() 調達済 () 内諾済 () 折衝中 () 相談前
その他			() 調達済 () 内諾済 () 折衝中 () 相談前
			() 調達済 () 内諾済 () 折衝中 () 相談前
合計(注1)	2,615,000		

(注1) 「合計」と上表の「助成事業に要する経費」の合計との一致を確認してください。

(3) 各経費区分の内訳

注1：助成対象経費は、源泉所得税額も含めてください。

異議申立、不使用取消審判、無効審判、情報提供③行政手続費用

(単位：円)

経費内容	助成事業に 要する経費 (消費税込)	助成対象経費 (消費税抜)
	A	B=A-消費税等
異議申立にかかる国内代理人費用	165,000	150,000
異議申立にかかる現地代理人費用	200,000	200,000
無効審判にかかる国内代理人費用	165,000	150,000
無効審判にかかる現地代理人費用	200,000	200,000
小計	730,000	700,000

(3) 各経費区分の内訳

注1：助成対象経費は、源泉徴収税額も含めてください。

行政訴訟⑥行政訴訟費用

(単位：円)

経費内容	助成事業に 要する経費 (消費税込)	助成対象経費 (消費税抜)
	A	B=A-消費税等
行政訴訟にかかる国内代理人費用(1審)	165,000	150,000
行政訴訟にかかる現地代理人費用(2審)	1,500,000	1,500,000
小計	1,665,000	1,650,000

